

駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託に関する公募型 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和8年度駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものです。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。

(3) 令和3年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において、国・地方公共団体等に対する地域経済に関する調査、またはこれらの同種業務、類似業務のいずれかに挙げる業務を企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として調査研究実績を有する者。

※同種業務（例）：経済効果及び経済波及効果に関する分析調査業務

類似業務（例）：産業連関表作成業務、整備効果項目や経済効果項目の検討調査業務

(4) 今回の委託業務を実施するために、正・副計2人以上の担当者を配置できる者

(5) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。

(6) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行うこと。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)、(2)及び(5)の要件を満たすものであること。
- ウ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(3)の要件を満たすものであること。
- エ 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者であること。

(7) 指名停止を受けている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申

立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
- (2) 令和8年度駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託
- (3) 業務の概要
仕様書のとおり
- (4) 委託期間
契約締結の翌日から令和9年3月25日まで
- (5) 成果品の体裁

A4版報告書(くるみ製本)	20部(必要な頁については、カラー刷りとす る。)
A4版概要版	1000部(A4版観音開き製本、見開きA3版)
簡易版の経済効果等の推計更新ツール	エクセル等の変更可能なツール
成果品に係る電子データ	1部(上記データをCD等に収めること。)

4 企画提案書等の提出

- (1) 提出物
 - ア 応募申請書(様式1)
 - イ 参加資格誓約書(様式2)
 - ウ 共同企業体資格申請書(様式3) ※共同企業体の場合
 - エ 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合
 - オ 企画提案書(様式6)

企画提案書の提出に当たっては、送付書(様式5)を1部添付すること。
企画提案書は全体で12頁以内(表紙・目次は除く)とし、9部提出する。

 - ① 様式
A4版縦を基本とし必要に応じてA4版横を可とする。
 - ② 記載事項
 - ・ 調査検討の視点
 - ・ 業務のフロー
 - ・ 返還前後の経済比較項目に関する検討
 - ・ 既返還跡地ごとの返還前後の直接経済効果及び経済波及効果の推計
 - ・ 既返還跡地ごとの跡地利用による周辺地域への経済的影響

- ・返還予定駐留軍用地ごとの現在の基地関連収入及びそれに伴う経済波及効果の推計
- ・「広域構想改定（素案）」を踏まえた、返還予定駐留軍用地ごとの返還後の直接経済効果及び経済波及効果の推計
- ・「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査（平成 26 年 3 月）」で取りまとめた検討結果の暫定的な時点修正（手法・精度等）
- ・経済効果等推計結果の簡易な更新方法
- ・委託業務の執行体制
- ・業務行程表
- ・その他

カ 応募説明書

- ・応募説明書は企画提案書（様式 6）とは別綴りとし、**9 部**提出する。

なお、記載事項は以下のとおり

- ・会社概要（設立年月日、資本金、年商（過去 5 年間）、業務内容、組織図）
- ・職員の状況（研究員の人数・資格等）
- ・過去 5 年間の類似調査の実績と内容
- ・今回業務の執行体制（役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格）
- ・費用内訳書（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記し提出すること。
ただし、令和 8 年度契約上限額は消費税込みで **49,808,000 円**とする。）

注：この事業を実施するにあたっての一切の費用（追加提案事項を含む）を積算すること。

(2) 提出期限

ア 質疑書（様式 4）

令和 8 年 4 月 15 日（水）16:00（持参、郵送、FAX または e-mail）

※回答は沖縄県ホームページにおいて随時掲載予定

イ 応募申請書（様式 1）、参加資格誓約書（様式 2）

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書（様式 3）、共同企業体協定書

令和 8 年 4 月 21 日（火）16:00（持参または郵送）

ウ 送付書（様式 5）、企画提案書（様式 6）及び応募説明書

令和 8 年 4 月 24 日（金）12:00（持参または郵送）※**9 部**提出

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 担当：上原

電話：098-866-2040 FAX：098-866-2559

E-mail：aa015008@pref.okinawa.lg.jp

※FAX 又は E-mail の送付後は、速やかに担当まで電話連絡し、受信確認を行うこと。

5 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託提案書選定委員会」を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定します。

なお、審査項目及び点数配分については、別添の「企画提案書評価基準（概要）」を参照ください。

(2) 企画提案書の審査方法について

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知します。（※令和8年4月30日（木）午後 実施予定）

なお、応募者多数の場合は書類審査により3者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。また、応募申請者が1者の場合は、その1者でプレゼンテーションを実施します。

(3) 結果の通知

審査結果については、県土・跡地利用対策課から応募者に対して通知する。

6 委託契約

最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。

7 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。